

電気通信基盤充実臨時措置法

平成 3年 4月 2日 法律 第27号

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律

平成23年 6月 1日 法律 第59号

改正前

改正後

- 本則 -

施行日：平成23年 8月31日

(定義)

第二条 この法律において「高度通信施設」とは、電気通信業の用に供する施設であつて、電気通信の利便性を飛躍的に高めるための次に掲げる電気通信設備及びこれを設置するための建物その他の工作物からなるものをいう。

- 一 移動する事物の瞬間的影像をデジタル信号により伝送する役務を提供することを可能とする電気通信設備
- 二 交換設備の制御を効率的に行うための電気通信設備であつて、制御のための新たな機能の追加が容易に行えるもの
- 三 異なる形式又は伝送速度を有する電気通信信号を統合して伝送交換することを可能とする電気通信設備

◆追加◆

- 2 この法律において「高度通信施設整備事業」とは、高度通信施設の整備を行う事業をいう。
- 3 この法律において「信頼性向上施設」とは、電気通信業又は有線テレビジョン放送業の用に供する次に掲げる施設であつて、電気通信システム（電気通信設備の集合体であつて電気通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。以下同じ。）の信頼性を著しく高めるためのものをいう。
 - 一 電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。以下この号において同じ。）又は有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいい、電気通信事業（電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業をいう。）を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うものを除く。以下同じ。）の役務の提供に支障が生じている場合又は生ずるおそれがある場合における当該支障の速やかな除去又は発生の防止を行うことを目的として設けられる電気通信設備及びこれを設置するための建物その他の工作物からなる施設
 - 二 専ら電気通信設備である線路（その附属設備を含む。以下この号において同じ。）を収容して当該線路の損傷を防止するための施設であつて、当該線路の保守の作業が容易である

(定義)

- 第二条 この法律において「高度通信施設」とは、電気通信業の用に供する施設であつて、電気通信の利便性を飛躍的に高めるための次に掲げる電気通信設備及びこれを設置するための建物その他の工作物からなるものをいう。
- 一 移動する事物の瞬間的影像をデジタル信号により伝送する役務を提供することを可能とする電気通信設備
 - 二 交換設備の制御を効率的に行うための電気通信設備であつて、制御のための新たな機能の追加が容易に行えるもの
 - 三 異なる形式又は伝送速度を有する電気通信信号を統合して伝送交換することを可能とする電気通信設備
 - 四 移動する事物の瞬間的影像をデジタル信号により送信する役務を提供することを可能とする電気通信設備であつて、学校、病院その他これらに類する施設として総務省令で定めるものにおいて行われる教育又は医療に関する業務に使用されるもの（一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は建物内にいる者の通信の用に供するために設置するものを除く。）
- 2 この法律において「高度通信施設整備事業」とは、高度通信施設の整備を行う事業をいう。
 - 3 この法律において「信頼性向上施設」とは、電気通信業又は有線テレビジョン放送業の用に供する次に掲げる施設であつて、電気通信システム（電気通信設備の集合体であつて電気通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。以下同じ。）の信頼性を著しく高めるためのものをいう。
 - 一 電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。以下この号において同じ。）又は有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいい、電気通信事業（電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業をいう。）を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うものを除く。以下同じ。）の役務の提供に支障が生じている場合又は生ずるおそれがある場合における当

- もの
- 4 この法律において「信頼性向上施設整備事業」とは、信頼性向上施設の設備を行う事業をいう。
- 5 この法律において「高度有線テレビジョン放送施設」とは、有線テレビジョン放送を光伝送の方式を用いてデジタル信号により送信することを可能とする有線電気通信設備であって、有線テレビジョン放送の利便性を著しく高めるためのもの（これを設置するための建物その他の工作物を含む。）をいう。
- 6 この法律において「高度有線テレビジョン放送施設整備事業」とは、高度有線テレビジョン放送施設の整備を行う事業をいう。
- 7 この法律において「施設整備事業」とは、高度通信施設整備事業、信頼性向上施設整備事業及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業をいう。

- 該支障の速やかな除去又は発生の防止を行うことを目的として設けられる電気通信設備及びこれを設置するための建物その他の工作物からなる施設
- 二 専ら電気通信設備である線路（その附属設備を含む。以下この号において同じ。）を収容して当該線路の損傷を防止するための施設であって、当該線路の保守の作業が容易であるもの
- 4 この法律において「信頼性向上施設整備事業」とは、信頼性向上施設の設備を行う事業をいう。
- 5 この法律において「高度有線テレビジョン放送施設」とは、有線テレビジョン放送を光伝送の方式を用いてデジタル信号により送信することを可能とする有線電気通信設備であって、有線テレビジョン放送の利便性を著しく高めるためのもの（これを設置するための建物その他の工作物を含む。）をいう。
- 6 この法律において「高度有線テレビジョン放送施設整備事業」とは、高度有線テレビジョン放送施設の整備を行う事業をいう。
- 7 この法律において「施設整備事業」とは、高度通信施設整備事業、信頼性向上施設整備事業及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業をいう。

- 本則 -

施行日：平成23年 8月31日

(機構による施設整備事業の推進)

第六条 独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 認定計画に係る施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 認定計画に係る次に掲げる施設整備事業においてそれぞれ次に掲げる施設が整備される場合に、その施設の整備に必要な資金の借入れであって社会資本の整備の促進のために行われる政令で定める資金の貸付けに係るものについての利子の支払いに必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

イ 高度通信施設整備事業 端末系光幹線路（光ファイバを用いた線路であって、端末設備に接続されるものの幹線部分をいう。）、端末系光端局装置（光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有する装置であって、端末系光幹線路に接続されるものをいう。）、光端末回線装置（光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有する装置であって、光ファイバを用いた線路が接続される端末設備であ

(機構による施設整備事業の推進)

第六条 独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 認定計画に係る施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

◆削除◆

二 前号の業務の附帯する業務を行うこと。

るものをいう。) 、デジタル加入者回線多重化装置 (インターネットの利用を可能とする平衡対ケーブルを用いた広帯域伝送の方式 (以下このイにおいて「デジタル加入者回線伝送方式」という。)) における複数の電気通信信号を多重化する機能を有する変復調装置であって、端末設備でないものをいう。) 、デジタル加入者回線信号分離装置 (デジタル加入者回線伝送方式における音響と符号とを周波数により分離する機能を有する装置であって、端末設備でないものをいう。) 、加入者系無線アクセス通信用無線設備 (インターネットの利用を可能とする機能を有する無線設備であって、陸上に開設する移動中の運用を行わない無線局 (その無線設備が端末設備であるもの及びその通信の相手方であるものに限る。) に用いられるものをいう。) 及びケーブルモデム (インターネットの利用を可能とする機能を有する変復調装置であって、有線テレビジョン放送の送信をする電気通信設備に接続されるものをいう。)

□ 高度有線テレビジョン放送施設整備事業 光幹線路 (光ファイバを用いた線路の幹線部分をいう。) 、デジタル送信用光伝送装置 (デジタル信号による送信をする放送を受信し、これをデジタル信号による送信をする有線テレビジョン放送に変換する機能及び光伝送の方式における電気信号を光信号に変換する機能を有する装置であって、光幹線路に接続されるものをいう。) 及び受信用光伝送装置 (光伝送の方式における光信号を電気信号に変換する機能を有する装置であって、受信の場所で光ファイバを用いた線路に接続されるものをいう。)

三 前二号の業務の附帯する業務を行うこと。

- 本則-

施行日：平成23年 8月31日

(補助金)

第七条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、第六条第二号に掲げる業務 (これに附帯する業務を含む。) に必要な経費の財源に充てるための費用を補助することができる。

◆削除◆

- 本則-

施行日：平成23年 8月31日

(資金の確保等)

第八条 政府は、認定計画に係る施設整備事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあっせんに努めるものとする。

2 総務大臣及び財務大臣は、第六条に規定する機構の業務の円滑な運営が図られるように、情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(資金の融通のあっせん等)

第七条 政府は、認定計画に係る施設整備事業の実施に必要な資金の ◆削除◆ 融通のあっせんに努めるものとする。

2 総務大臣及び財務大臣は、前条に規定する機構の業務の円滑な運営が図られるように、情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

- 本則-

施行日：平成23年 8月31日

(報告の徴収)

第九条 総務大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る施設整備事業の実施状況について報告を求めることができる。

(報告の徴収)

第八条 総務大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る施設整備事業の実施状況について報告を求めることができる。

- 本則-

施行日：平成23年 8月31日

(罰則)

第十条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。
2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

(罰則)

第九条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。
2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

- 附則-

施行日：平成23年 8月31日

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、平成二十三年五月三十一日までに廃止するものとする。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、平成二十八年五月三十一日までに廃止するものとする。

- 改正法・附則・題名- ～平成23年 6月 1日 法律 第59号～

施行日：平成23年 8月31日

◆追加◆

附 則 (平成二三・六・一法五九) 抄

- 改正法・附則- ～平成23年 6月 1日 法律 第59号～

施行日：平成23年 8月31日

◆追加◆

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平成二三年政令第二三八号で同年八月三十一日から施行〕ただし、附則第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

- 改正法・附則- ～平成23年 6月 1日 法律 第59号～

施行日：平成23年 8月31日

◆追加◆

(信用基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第二条 株式会社日本政策投資銀行以外の出資者は、独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十八条第一項に規定する信用基金に係るその持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があったときは、独立行政法人情報通信研究機構法第七条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

- 改正法・附則- ～平成23年 6月 1日 法律 第59号～

施行日：平成23年 8月31日

◆追加◆

(助成金の交付等に関する経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に改正前の電気通信基盤充実臨時措置法（附則第七条第一項において「旧法」という。）第六条第二号の規定により助成金の交付を受けている同号イ及びロに掲げる施設整備事業に対する同号の助成金の交付及びこれに附帯する業務については、なお従前の例による。
2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる助成金の交付を受ける施設整備事業に係る電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画の変更の認定及び取消し並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

- 改正法・附則- ～平成23年 6月 1日 法律 第59号～

施行日：平成23年 8月31日

◆追加◆

(罰則の適用に関する経過措置)
第四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 改正法・附則- ～平成23年 6月 1日 法律 第59号～

施行日：平成23年 8月31日

◆追加◆

(その他の経過措置の政令への委任)
第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。